

ひとり親家庭のしおり

このしおりでは、子育てについて悩んだり立ち止まったときに、心の支えとなる相談窓口等を紹介しています。ぜひご利用ください。



発行：杉並区 子ども家庭部 管理課 ひとり親家庭支援担当
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1
電話：5307-0343

発行年月：令和7年4月

杉並区 ひとり親家庭支援

検索



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



必要となる手続きや、うけられるサービスが調べられる「ひとり親家庭手続きガイド」はこちら



ひとり親家庭が受けられる主な支援



妊娠・出産



就学前



小学生



中学生



高校生世代

経済的な支援

- 児童扶養手当 P.6
- 子どもの医療費助成 P.7
- 児童育成手当 P.6
- ひとり親家庭等医療費助成 P.7
- 母子及び父子福祉資金 P.19

- 児童手当 P.6

子育て・生活の支援

- 子育てに関する相談 P.3

- 子育て支援サービスの利用相談 P.3 P.13

- 妊婦のための支援給付 P.14
- 産前・産後支援ヘルパー P.15

- 一時保育 ● ひととき保育
- 一時預かり P.10~P.11

- 産後ケア事業 P.15

- 子どもショートステイ ● ファミリーサポートセンター P.12

- 杉並子育て応援券 P.16 ● ベビーシッター利用支援事業 P.17
- パースデーサポート事業 P.17

- ひとり親家庭休養ホーム P.18

- 養育費確保支援事業 P.17

親の就業支援

- ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 P.27~P.28

- ひとり親家庭ホームヘルプサービス P.18

- 保育施設等 P.9

- 学童クラブ P.12

お子さんの年齢と支援が必要な状況から項目を絞ってみよう

- 私立幼稚園等の補助 P.21

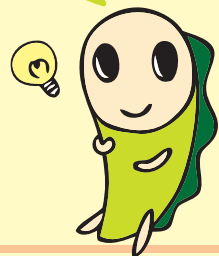
- 就学援助 P.21

- 区立子供園の補助 P.21

- 受験生チャレンジ支援貸付事業 P.23

- 就学支援金 P.22~P.24
- 奨学金等

教育の支援



- 子どもの学習・生活支援事業 P.25

※このしおりに掲載している事業のうち、区が実施するもの以外は、問い合わせ先が実施主体となります。

目次

1 相談窓口 P.01

支給対象や支給額はどれくらいなんだろう？どこに電話したらいい？

3 国民健康保険に関する事 P.07

- 産前産後期間の国民健康保険料の軽減

施設や制度がたくさん！今必要なものはなんだろう？

5 保育・子育て支援に関する事 P.09

- 保育施設等
- 緊急一時保育
- 一時保育、ひととき保育、一時預かり
- 病児保育
- 全国保育サービス協会
- 子どもショートステイ
- 杉並ファミリーサポートセンター
- 学童クラブ
- 子ども・子育てプラザ
- 児童館
- 放課後等居場所事業
- 子どもセンター
- ゆりかご面接
- 妊婦のための支援給付
- すこやか赤ちゃん訪問事業
- 産前・産後支援ヘルパー
- 産後ケア事業
- 保健師による相談
- 訪問育児サポーター
- 子育てサポートセンター相談・啓発事業
- ふれあい保育
- 杉並子育て応援券
- ベビーシッター利用支援事業
- パースデーサポート事業
- 養育費確保支援事業
- ひとり親家庭ホームヘルプサービス
- ひとり親家庭休養ホーム
- 杉並区内の子ども食堂

6 経済的支援に関する事 P.19

- 生活困窮者自立支援
- 母子及び父子福祉資金
- 生活保護
- ひとり親家庭住宅支援資金貸付制度

7 住まいに関する事 P.20

- アパートあっせん事業（居住支援協議会事業）
- 民間賃貸住宅入居支援事業（居住支援協議会事業）
- 都営住宅
- 区営住宅
- 母子生活支援施設



2 手当・医療に関する事 P.06

- 児童扶養手当、児童育成手当、児童手当
- 子どもの医療費助成(乳)・(子)・(青)医療証)
- ひとり親家庭等医療費助成(親医療証)

4 国民年金に関する事 P.08

- 離婚・死別による国民年金の手続き
- 国民年金保険料の免除・猶予
- 産前産後期間の国民年金保険料の免除
- 遺族基礎年金

8 学費・学習支援に関する事 P.21

お子さんの年齢に応じた学費制度を確認してみよう

(1) 助成制度

- 私立幼稚園等の補助制度
- 区立子供園補助
- 就学援助制度
- 就学支援金
- 奨学給付金
- 私立高等学校等授業料軽減助成金
- 都立高等学校入学料減免制度
- 都立高等学校等授業料免除制度
- 高等教育の修学支援新制度

(2) 貸付制度

- 杉並区奨学資金
- 受験生チャレンジ支援貸付事業

- 東京都育英資金
- 母子及び父子福祉資金
- 生活福祉資金貸付（教育支援資金）
- 私立高等学校等入学支度金貸付
- 日本学生支援機構奨学金
- あしなが奨学金
- 交通遺児育英会奨学金
- 学費等の助成制度・貸付制度一覧

(3) 子どもの学習・生活支援事業



9 仕事・資格取得など P.26

●就業相談

子ども家庭部管理課、杉並区就労支援センター、ハローワーク新宿、マザーズハローワーク東京、東京しごとセンター、女性しごと応援テラス、はあと飯田橋、TOKYOチャレンジネット

●資格の取得・講座の受講など

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

知らなかった！こんな優遇・割引制度があるなんて…！

10 優遇・割引制度 P.29

●児童扶養手当を受給されている方

都営交通無料乗車券、JR 通勤定期乗車券割引、水道料金の減免
粗大ごみ処理手数料の免除

●その他

住民税の非課税、住民税のひとり親控除、寡婦控除

支援団体ってどういう団体だろう？

11 ひとり親家庭支援団体 P.31

- 杉並区母子福祉会
- ひとり親 Tokyo（公益財団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会）

一時保育等実施施設 P.32

福祉事務所、子ども家庭支援センター、保健センター 担当地域 P.33

問い合わせ先 P.34

掲載されている情報は令和7年4月1日時点のものです。状況により、制度内容や問い合わせ先が変更になる場合があります。ご了承ください。

1 相談窓口

何かお困りやお悩みの際は、まずはこちらにご相談ください。お近くの福祉事務所でも、相談をお受けします。

ひとり親相談

- ひとり親家庭の生活一般
- 就業相談
- ひとり親家庭休養ホーム事業の申請
- ひとり親家庭自立支援給付金
- 養育費確保支援事業
- ひとり親家庭ホームヘルプサービス

・各種支援制度に関するご相談をお受けします。
 ・必要な情報提供や関係機関の案内など問題解決に向けて支援いたします。

子ども家庭部管理課 ひとり親家庭支援担当
☎5307-0343

月～金 午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）

ひとり親相談・家庭相談

- ひとり親家庭の生活一般
- 母子及び父子福祉資金の貸付
- 母子生活支援施設入所
- ひとり親家庭休養ホーム事業の申請
- 結婚、離婚などの夫婦男女間関係
- 扶養、認知など身分、相続、財産などの相談
- 親子・嫁姑等の家庭問題

・家庭相談員が担当。秘密は厳守いたします。
 ・電話または面接で相談できます。



福祉事務所 ☎は 34 ページ参照

- 月～金 午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）
- 月・水・金 午後1時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

※福祉事務所の担当地域は 33 ページでご確認ください

相談内容により、さまざまな相談機関があります。相談は全て無料です。
 なお、**[予約制]**とあるものは、**事前予約が必要**です。

経済的支援のこと

| 相談 | 内容 | 問い合わせ先 |
|-----------|---|--|
| 手当・医療費助成等 | <ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当、児童育成手当、児童手当 ●子どもの医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成 | 子ども家庭部管理課 子ども医療・手当係 ☎ 5307-0785 月～金 午前8時30分～午後5時 （祝日、年末年始を除く） |
| 生活自立支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●自立支援、家計相談、住居確保給付金の受付（条件があります） ●就労、子どもの学習等支援 | 暮らしのサポートステーション ～生活自立支援窓口～ ☎ 3391-1751 月～金 午前8時30分～午後5時 （祝日、年末年始を除く） |
| 暮らしに関する相談 | <ul style="list-style-type: none"> ●経済的自立 ●母子及び父子福祉資金 ●受験生チャレンジ支援 ●経済的にお困りの方の相談をお受けし、問題解決に向けて支援します。事前の相談が必要です。 | 福祉事務所 ☎は 34 ページ参照 月～金 午前8時30分～午後5時 （祝日、年末年始を除く） |

※福祉事務所の担当地域は 33 ページでご確認ください

住まいのこと

| 相談 | 内容 | 問い合わせ先 |
|------|--|---|
| 住宅相談 | <ul style="list-style-type: none"> ●アパートあっせん事業（居住支援協議会事業） ●民間賃貸住宅入居支援事業（居住支援協議会事業） | 住宅課管理係 （居住支援協議会事務局） ☎ 5307-0661 月～金 午前8時30分～午後5時 （祝日、年末年始を除く） |
| | ●区営住宅 | 住宅課住宅運営係 ☎ 3312-2111 （代表） 月～金 午前8時30分～午後5時 （祝日、年末年始を除く） |
| | ●都営住宅 | 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター ☎ 3498-8894 月～金 午前8時30分～午後5時 （祝日、年末年始を除く） |

仕事のこと


| 相談 | 内容 | 問い合わせ先 |
|-------|--|---|
| 仕事の相談 | <ul style="list-style-type: none"> ●就労専門相談員による就業相談・就業支援 ●個々のニーズに応じて、自立、就業に向けた助言や相談をお受けします。 | 子ども家庭部管理課 ひとり親家庭支援担当 ☎ 5307-0343 月～金 午前8時30分～午後5時 （祝日、年末年始を除く） |
| | ●キャリアカウンセラーによる就労準備相談 [予約制] | 杉並区就労支援センター 若者就労支援コーナー（すぎJOB） ☎ 3398-1136 月～金 午前9時～午後5時 （祝日、年末年始を除く） （若者就労支援コーナーのみ、第1・第3土も開館） |

| | | |
|-------|---|---|
| 仕事の相談 | ●ハローワークスタッフによる職業相談、職業紹介 | 杉並区就労支援センター ハローワークコーナー ☎ 3398-8619 月～金 午前9時～午後5時 (祝日、年末年始を除く) |
| | ●就業相談・就業支援・職業紹介・適職診断 ・仕事探しの相談や応募書類の書き方や面接のアドバイスをいたします。 | はあと飯田橋 ☎ 3263-3451 [予約制] 月・水・木・土・日・祝(年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分 火・金 午前9時～午後8時30分 |

子ども・教育のこと

| 相談 | 内容 | 問い合わせ先 |
|---------------------------|--|--|
| 子どもと 家庭の相談 | <ul style="list-style-type: none"> ●18歳未満の子育てに関する相談 ・お子さんからの相談もお受けいたします。 ・電話または面接で相談できます。 ●適切な相談機関紹介 ●子どもショートステイ ・相談専用窓口(ゆうライン)にお問い合わせください。 ・詳細は12ページをご覧ください。 | 相談専用窓口(ゆうライン) ☎ 5356-2601 月～土 来所相談：午前9時～午後5時 電話相談：午前9時～午後8時 (祝日、年末年始、一部土曜日を除く) |
| | | 子ども家庭支援センター ☎は34ページ参照 月～土 午前8時30分～午後5時 (祝日、年末年始、一部土曜日を除く) |
| 子どもに 関する相談 | <ul style="list-style-type: none"> ●18歳未満の子どもに関する相談 ●児童福祉施設への入所、一時保護、里親などへの委託 ・子どもの相談に応じて助言や指導をし、援助します。 ・18歳未満の子どもに関する相談を本人・家族等、どなたからでもお受けします。 ・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。 | 東京都杉並児童相談所 ☎ 5370-6001 月～金 午前9時～午後5時 (祝日、年末年始を除く) 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189 24時間 365日 |
| 生活上の 心配や 子どもの 相談 | <ul style="list-style-type: none"> ●養育上の悩みについての相談 ・民生委員・児童委員は悩みや相談を行政や関係機関につなぐ、橋渡し役をします。 ・主に主任児童委員が担当。秘密は守られます。 ・委員の連絡先は、地域福祉係にお問い合わせください。 ・相談内容によっては関係機関を直接ご紹介いたします。 | 民生委員・児童委員 保健福祉部管理課 地域福祉係 ☎ 3312-2111(代表) 月～金 午前8時30分～午後5時 (祝日、年末年始を除く) |
| 子育て支援 サービスの 利用相談 | <ul style="list-style-type: none"> ●保育施設利用相談 ●子育て支援サービスの利用相談・情報提供 ・10月11月を除き予約は不要ですが、利用日の1か月前から事前予約することもできます。 | 子どもセンター ☎は34ページ参照 月～金 午前8時30分～午後5時 (祝日、年末年始を除く) |
| お子さんの 発達に 関する相談 | <ul style="list-style-type: none"> ●0歳～6歳までの未就学児の発達に関しての相談 ・相談員と専門職がお話をうかがうと共に、発達の様子を確認しながら、よりよい方法を一緒に考え、必要に応じて療育機関への橋渡しを行います。 | 児童発達相談係 ☎ 5335-7634 [予約制] 月～金 午前8時30分～午後5時 (祝日、年末年始を除く) |
| 教育相談 | <ul style="list-style-type: none"> ●6歳～15歳までの小学生・中学生の教育に関する相談 ・保護者、お子さん及び関係者の相談をお受けしています。 ・電話教育相談は、匿名での相談も可能です。 | 済美教育センター教育相談係 来所教育相談 ☎ 6379-5491 月・水・金・土 午前9時～午後5時 火・木 午前9時～午後7時 (祝日、年末年始を除く) |
| | | 済美教育センター 電話教育相談専用電話 ☎ 6304-3017 月～金 午前9時～午後5時 (祝日、年末年始を除く) |

※子ども家庭支援センターの担当地域は33ページでご確認ください。

| | | |
|-----------------------|--|--|
| 教育相談 | <ul style="list-style-type: none"> ●友人関係、いじめに関する相談 ●子育てに関する相談 ●学校生活に関する相談 ●ヤングケアラーに起因する相談 | 東京都教育相談センター 教育相談一般・ 東京いじめ相談ホットライン ☎ 0120-53-8288 24時間 365日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●都内在住・在学の中中学生及び高校生相当年齢までの子ども本人からの相談 ●友人、恋愛 ●家族 ●進路 ・相談の秘密は守ります。 ・どんな悩みもウェブチャットでご相談ください。  | 東京都教育相談センター SNS等教育相談 子ども専用 365日 午後3時～午後11時 (受付時間は午後10時30分まで) |
| 就学支援 相談 | <ul style="list-style-type: none"> ●特別支援学校や特別支援学級への就学・転学や発達障害児等の教育的支援 ・5歳児から中学生までを対象に相談を行っております。 | 特別支援教育課 就学支援相談係 ☎ 5929-9481 [予約制] 月～金 午前9時～午後5時 (祝日、年末年始を除く) |
| ひとり親家庭 の親の 電話相談 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の職員が相談をお受けします。 | たんぼぼライン ☎ 3380-2370 午後6時30分～午後8時30分 (通年・年末年始を除く) |

人間関係のこと

| 相談 | 内容 | 問い合わせ先 |
|--------------|--|--|
| DV相談 | <ul style="list-style-type: none"> ●配偶者・恋人等からの暴力(DV) ・専門相談員が電話で相談をお受けし、支援を行います。 ・必要に応じて面接を行います。 | 男女平等推進センター すぎなみDV専用ダイヤル ☎ 5307-0622 月・火・木・金 午前9時～午後5時 水 午前9時～午後8時 (祝日、年末年始を除く) |
| 一般相談 | <ul style="list-style-type: none"> ●家族問題、人間関係 ●セクシュアルハラスメント、ストーカー、性的マイノリティ ・専門相談員が電話で相談をお受けします。 ・必要に応じて面接を行います。 | 男女平等推進センター 一般相談 ☎ 5307-0619 月・火・木・金 午前9時～午後5時 水 午前9時～午後8時 (祝日、年末年始を除く) |
| 家事相談 | <ul style="list-style-type: none"> ●夫婦・親子間問題 ・専門の相談員が相談をお受けし、助言をいたします。 | 区政相談課 予約専用電話 ☎ 5307-0617 [予約制] 火 午後1時～午後4時 (祝日、年末年始を除く) |
| 女性のための 相談 | <ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力(DV)・交際相手の暴力(デートDV) ●セクシュアルハラスメント ●夫婦・親子、生き方、職場の人間関係など ・必要に応じて、面接相談・弁護士、精神科医師による相談 [予約制] も行います。 | 東京ウィメンズプラザ 一般相談 ☎ 5467-2455 DV相談 ☎ 5467-1721 午前9時～午後9時 (年末年始を除く) |
| | | 東京都女性相談支援センター ☎ 5261-3110 月～金 午前9時～午後9時 土・日・祝・年末年始 午前9時～午後5時 受付時間外の緊急時 ☎ 5261-3911 |

| | | |
|--------------------------|--|--|
| <p>男性のための悩み相談</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●夫婦・親子の問題、生き方、職場の人間関係など ●セクシュアルハラスメント ●配偶者暴力(DV)・交際相手の暴力(デートDV) ●必要に応じて、面接相談【予約制】も行います。 | <p>東京ウィメンズプラザ ☎ 3400-5313 月・水・木 午後5時～午後8時 土 午後2時～午後5時 (祝日、年末年始を除く)</p> |
|--------------------------|--|--|

✂ 養育費・法律相談

| 相談 | 内容 | 問い合わせ先 |
|------------------------|---|--|
| <p>養育費・法律相談</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●女性が抱える離婚、養育費、財産分与等 ・女性弁護士が面接による相談をお受けし、法的なアドバイスをいたします。 ・一般相談でお話を伺った後、予約を受け付けます。 | <p>男女平等推進センター(一般相談) ☎ 5307-0619【予約制】 木 午後1時30分～午後4時30分 (月1回夜間実施：午後6時30分～午後8時30分) (祝日、年末年始を除く)</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●社会生活で生じる法律上の問題について ・弁護士が専門的な立場から助言します。 | <p>区政相談課 予約専用電話 ☎ 5307-0617【予約制】 月～金、第3土 午後1時～4時 (祝日、年末年始を除く)</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●離婚前後の法律相談・養育費相談・親子交流支援 ●離婚前後の親支援講座 ●生活相談 | <p>はあと(東京都ひとり親家庭支援センター) ☎ 6272-8720【予約制】 月・土・日・祝 午前9時～午後5時30分 火・水・木・金 午前9時～午後8時30分</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●法的トラブルについて ・お問い合わせ内容に応じて、専門オペレーターが法制度や相談機関・団体等を紹介します。 | <p>法テラス(日本司法支援センター) サポートダイヤル おなやみなし ☎ 0570-078374 月～金 午前9時～午後9時 土 午前9時～午後5時 (祝日、年末年始を除く)</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●養育費 ●親子交流 ・電話、メールで相談を受け付けています。 ・手続きについての相談を受け付けています。 ・法律相談ではありません。 | <p>養育費等相談支援センター ☎ 3980-4108 ☎ 0120-965-419 ✉ info@youikuhi.or.jp 月～金(水を除く) 午前10時～午後8時 水 正午～午後10時 土・祝日 午前10時～午後6時</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●公正証書を作成 ・法律相談はありません。 | <p>杉並公証役場 ☎ 3391-7100【予約制】 ※営業時間はお問い合わせください。 (土日祝・年末年始を除く)</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●家事手続案内 ・夫婦関係やお子さんのことなど、話し合いがまとまらない場合、調停手続等が利用できます。 | <p>東京家庭裁判所 ☎ 3502-8331 月～金(祝日、年末年始を除く) 午前9時30分～午前11時30分 午後1時～午後4時</p> |

2 手当・医療に関すること

児童扶養手当

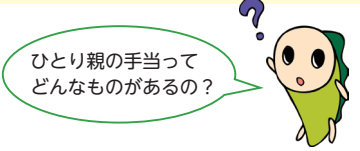
【支給対象】
18歳に達する日以後の最初の3月31日(中度以上の障害を有する場合は20歳未満)までの児童を養育しているひとり親家庭等の父または母(あるいは養育者)。
児童が児童福祉施設等に入所している場合は該当になりません。所得制限があります。

【支給額】(令和7年4月1日現在)
所得に応じて手当額を算定します。

| | 全部支給 | 一部支給 |
|-------|---------|----------------|
| 1人目 | 46,690円 | 11,010～46,680円 |
| 2人目以降 | 11,030円 | 5,520～11,020円 |

※手当額は、物価スライド等により改定されることがあります。
※手当より低額の公的年金等を受給する場合は、差額分を支給します。
※手当受給後5年を経過したなどの場合、手当額の一部が減額されることがあります。

子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 ☎ 5307-0785



児童育成手当

【支給対象】
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等の父または母(あるいは養育者)。
児童が児童福祉施設等に入所している場合は該当になりません。所得制限があります。

【支給額】(令和7年4月1日現在)
対象児童1人につき月額13,500円

子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 ☎ 5307-0785

児童手当

【支給対象】
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している父または母(あるいは養育者)。
所得制限はありません。

児童が児童福祉施設等に入所している場合は、施設長に支給します。

【支給額】(令和6年10月1日現在)

| 対象児童1人につき | | | | |
|--------------|---------|-------------------|---------|--|
| 3歳未満 第1子、第2子 | 15,000円 | 3歳～高校生年代まで第1子、第2子 | 10,000円 | |
| 3歳未満 第3子以降 | 30,000円 | 3歳～高校生年代まで第3子以降 | 30,000円 | |

22歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童のうち、上から順に第1子、第2子…と数えます。

子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 ☎ 5307-0785

子どもの医療費助成 (乳・子・青 医療証)

【助成対象】

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童が、保険証を使って病院などで診療・調剤などを受けたときに、保険診療に係る自己負担分を助成します。

健康保険に加入していることが条件で、生活保護を受給している場合や児童が児童福祉施設等に入所している場合は助成対象になりません。所得制限はありません。

【助成範囲】

保険診療に係る自己負担分(入院時食事療養標準負担額を除きます。)

病院に
かかる時に
使えるものは?



ひとり親家庭等医療費助成 (親 医療証)

【助成対象】

18歳に達する日以後の最初の3月31日(中度以上の障害を有する場合は20歳未満)までの児童と、その児童を養育しているひとり親家庭等の父または母(あるいは養育者)。

健康保険に加入していることが条件で、生活保護を受給している場合や児童が児童福祉施設等に入所している場合は該当になりません。所得制限があります。

【助成範囲】

保険診療に係る自己負担分(入院時食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除きます。なお、住民税課税者は一部自己負担金があります。)

子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 ☎ 5307-0785

3 国民健康保険に関すること

産前産後期間の国民健康保険料の軽減

令和5年11月1日以降に出産日がある方は、その方の国民健康保険料が4か月間(多胎妊娠の場合は6か月間)軽減されます。なお、令和6年1月分以降の保険料が対象となります。出産予定日の6か月前から届出ができ、出産後の届出も可能ですが、出産予定月の属する年度から2年を経過すると、賦課期間制限により保険料を軽減できなくなることがあります。

国保年金課国保資格係 ☎ 5307-0641

4 国民年金に関すること

離婚・死別による国民年金の手続き

離婚・死別により、厚生年金に加入している方に扶養される配偶者でなくなったときは、第3号被保険者の資格を喪失します。配偶者自身が厚生年金の加入者(第2号被保険者)になる場合を除き、国民年金(第1号被保険者)への種別変更の届け出が必要です。マイナポータルとねんきんネットを利用して、スマートフォンやパソコンからも手続きができます。

国保年金課国民年金係 ☎ 5307-0646

国民年金保険料の免除・猶予

経済的な理由により保険料を納めることが困難な方のために、保険料を免除・猶予する制度があります。保険料を未納のまま放置すると、年金(老齢・遺族・障害)を受け取ることができなくなる場合があります。免除等の審査は、状況によって条件が異なりますので、ご希望の方はお問い合わせください。マイナポータルとねんきんネットを利用して、スマートフォンやパソコンからも手続きができます。

国保年金課国民年金係 ☎ 5307-0646

年金で
できる手続きは
あるかな?



産前産後期間の国民年金保険料の免除

平成31年2月以降に出産日がある方は、国民年金保険料が4か月間(多胎妊娠の場合は6か月間)免除されます。免除された期間も保険料を納付したものと将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。出産予定の6か月前から届出ができ、届出の期限はありません。

すでに他の免除手続きや納付をしても届けてください。マイナポータルとねんきんネットを利用して、スマートフォンやパソコンからも手続きができます。

国保年金課国民年金係 ☎ 5307-0646

遺族基礎年金





老齢基礎年金の受給権者または受給資格期間を満たしている方(いずれも原則25年以上の加入期間が必要)や、国民年金加入中の方で保険料納付要件を満たしている方などが亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた子(18歳到達年度の末日までにある方、または障害等級1、2級の状態にあるときは20歳未満の子に限る)がある配偶者、または子が受給できます。所得の要件があります。

なお、厚生年金加入中の方が亡くなったときは、遺族厚生年金に該当する場合があります。詳しくは、故人と請求者の基礎年金番号がわかるものをご用意のうえ、杉並年金事務所(☎ 3312-1511)にお問い合わせください。

国保年金課国民年金係 ☎ 5307-0646

5 保育・子育て支援に関すること

保育施設等

| 施設区分 | | 概要 | 問い合わせ先 |
|-----------------|---------------------|---|---|
| 認可施設 | 認可保育所 | 国の設置基準を満たした児童福祉施設 | 保育課 認定・入園係 ☎ 3312-2111 (代表) |
| | 地域型保育事業 小規模保育事業所 | 認可保育所に比べ小規模な環境で保育を行う施設 | |
| | 事業所内保育事業所(地域枠) | 区内の事業所が自社の従業員の保育枠とは別に、地域の保育枠を設け保育を行う施設 | |
| | 家庭的保育事業所 | 家庭的な雰囲気のもとで、保育を実施する施設 | |
| | 居宅訪問型保育事業 | 児童の自宅において1対1で保育を行う事業 | |
| 保育施設 認可以外の施設 | 家庭福祉員 | 自宅等を利用した家庭的な雰囲気の中で、一定の資格を有し、区長の認定を受けた保育経験者が保育を行う |  詳細はこちら |
| | グループ保育室 | 杉並区から事業委託を受けた、保育士・教員などの資格を有する区民のグループが運営 |  詳細はこちら |
| | 認証保育所 | 東京都が定める設置運営基準を満たし、東京都の認証を受けた保育施設 |  詳細はこちら |
| | その他認可外保育施設(ベビーホテル等) | 民間事業者や個人が設置運営する保育施設で、東京都に届出している施設 | 各施設 |
| | その他認可外保育施設(企業主導型) | 企業が従業員のために設置するもので、他の企業との共同利用や地域に住む方の利用枠も設定可能 | |
| 教育施設 幼稚園 | 私立幼稚園 | 幼稚園設置基準を満たした私立の幼稚園 ※預かり保育を実施する園もあり。 |  詳細はこちら |
| | 区立子供園 | 教育・保育を一体的に行う区独自の幼保一体化施設 ※短時間保育児と長時間保育児と一緒に活動する | 保育課子供園・幼稚園係 ☎ 3312-2111 (代表) |

緊急一時保育

家庭で育児をしている保護者が入院や出産などでお子さんのお世話ができなくなり、ご親族等の協力を得られない場合、区立保育園でお子さんを一時的にお預かりします。なお、症状等によってはお預かりできない場合があります。また、要件によりお預かりできる期間が異なります。

【対象】

4か月～就学前までの集団保育可能な健康な乳幼児

【利用料】

1日(午前8時30分～午後5時) 児童1人につき1,300円

ただし、やむを得ない場合は、前後1時間の範囲で延長できます(1時間につき400円加算されます)。

【申込み】

保育課保育支援係へ電話でご相談ください(事象発生日の1か月前から申込みできます)。

保育課保育支援係 ☎ 3312-2111 (代表)

一時保育、ひととき保育、一時預かり

保護者の仕事や通院、リフレッシュなどのため、お子さんを1時間単位でお預かりします。「杉並子育て応援券」(16ページ)が利用できます。

●子育てサポートセンターでの一時保育

【対象】

6か月～就学前までの乳幼児

【利用料】

1時間500円、給食利用の場合+200円(給食については、現金またはアプリ版杉並子育て応援券でのお支払いとなります。)

【実施施設】

32ページ参照

【申込み】

直接、各実施施設へ

各子育てサポートセンターへお問い合わせください

●私立保育園での一時保育

【対象】【利用料】

各実施施設で異なります。

【実施施設】

32ページ参照

【申込み】

直接、各実施施設へ

各施設へお問い合わせください



●ひととき保育、一時預かり

【対象】

生後6か月～就学前までの乳幼児

【利用料】

1時間 800円

【実施施設】

32ページ参照（ひととき保育実施施設のうち、乳幼児親子の「つどいの広場」を併設している施設もあります。）

【申込み】

区公式ホームページ「一時的にあずけたいとき」をご覧ください。



地域子育て支援課子育て支援係 ☎ 3312-2111（代表）

病児保育

●病児保育

保育施設等に通っているが、急性期を越えた症状安定期から回復期にあつて登園できないお子さんを、一時的に区が委託する病児保育室でお預かりする制度です。保育課または実施施設での事前登録が必要です。「杉並子育て応援券」（16ページ）が使えます。

【対象】

区民の方で、保護者の方が就業等しており、保育施設や幼稚園等に在籍する生後5か月から就学前までの乳幼児

区外の方で、保護者の方が就業等しており、区内の保育施設や幼稚園等に在籍する生後5か月から就学前までの乳幼児

【実施施設】

32ページ参照

保育課保育支援係 ☎ 3312-2111（代表）



全国保育サービス協会

ホームページ (<http://www.acsa.jp/>) で、協会加盟会社（ベビーシッター派遣事業者等）のリストを公開しています。



（公社）全国保育サービス協会 ☎ 5363-7455

子どもショートステイ

保護者の方が病気、出産、育児疲れなどで一時的にお子さんを養育できない時に、区内の児童養護施設・乳児院で宿泊によるお預かりをしています。

【対象】

0歳～12歳（小学生まで）

【期間】

1回につき、概ね7日以内（年度内28日以内）

【費用】

自己負担あり（非課税世帯・生活保護世帯は免除）。「杉並子育て応援券」（16ページ）が使えます（対象は就学前までの乳幼児です）。

杉並子ども家庭支援センターゆうライン ☎ 5356-2601

杉並ファミリーサポートセンター

子育ての「手助けをしてほしい方」（利用会員）と「手助けができる方」（協力会員）が、地域の中で子育ての相互援助を行う会員制の組織です。

【援助活動】

保育園・幼稚園への送迎及び預かり、保護者の病気・冠婚葬祭の際の預かり等

【利用会員】

区内在住でおおむね10歳までのお子さんのいる方

【利用時間】

午前6時～午後10時

【利用料金】

1時間 800円（午前9時～午後8時以外は1,000円）

「杉並子育て応援券」（16ページ）が使えます（対象は就学前までの乳幼児です）。

杉並ファミリーサポートセンター（杉並区社会福祉協議会） ☎ 5347-1021



日々の子育てを
ちょっと助けて
ほしいな

学童クラブ

保護者が就労などにより子どもの保育にあたれない家庭のお子さんを対象とした、下校後の生活の場です。お子さんが安心して楽しく過ごせるよう、遊びや集団活動を中心とした運営を行っています。

【対象】

保護者が就労、病気などにより、子どもの保育にあたれない家庭のお子さんで区内在住または区内の学校へ通学する小学生

【費用】

| | | | |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 利用料 | 月額 4,000円 | おやつ代 | 月額 1,800円 |
| 延長利用料 | 月額 1,000円 | スポット延長利用料 | 1回 500円 |

※生活保護受給世帯等の場合には、減額や免除の制度があります。

※複数の児童を入会させる方は、二人目から利用料が二分の一減額になります。

児童青少年課 ☎ 3393-4760

子ども・子育てプラザ

子どもの成長と子育てを応援するつどいのひろばです。妊娠期から乳幼児期の親子がいつでも気軽に立ち寄り子育ての悩み相談や、子育てに関する講座や、遊びのプログラムなどを実施しています。また、小学生以上も利用できる部屋があります。

【対象】

- ・子どもとその保護者（乳幼児には大人の付き添いが必要です）
- ・妊娠中の方とそのパートナー



児童青少年課 ☎ 3393-4760

児童館

子どもたちが、いつでも誰でも気軽に遊べるみんなの居場所です。遊びや自主的な活動等を通して、心身ともに健やかに成長できるよう支援しています。さまざまな年齢向けの体験プログラムも行っています。

【対象】

0歳から18歳の児童（未就学児には保護者の付き添いが必要です）



児童青少年課 ☎ 3393-4760

放課後等居場所事業

放課後等に利用していない小学校内のスペースを活用し、ボードゲームやけん玉、読書などの遊びを行うほか、季節の行事や多様なプログラムも、適宜実施します。また、校庭や体育館などの広いスペースを活用し、サッカーや野球など、子どもたちのニーズを踏まえた、ダイナミックな体を動かした遊びも行います。

【対象】

当該実施校に在籍する小学生、国立・私立等その他の学校に在籍している小学生



児童青少年課 ☎ 3393-4760

子どもセンター

子どもセンターは子育て支援サービスの利用相談・情報提供や、保育施設等の利用相談・申請受付を行う窓口です。「産前・産後支援ヘルパー」（15ページ）、「多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー」、「産後ケア事業」（15ページ）の申し込みも受け付けます。

- ・10、11月を除き予約は不要です。利用希望日の1か月前から窓口予約システムで事前予約することもできます。

【受付時間】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）



各子どもセンター（☎は34ページ参照）

ゆりかご面接

妊娠の届出をした全ての妊婦を対象に、保健師・助産師等による面接を行い、体調や出産のこと、不安や戸惑い、育児の支援体制などの相談に応じます。また、一人ひとりに合った必要なサービス等を紹介する「ゆりかごプラン」を一緒に作成し、担当地域の保健センターが継続してサポートします。

ゆりかご面接を受けた妊婦には、妊娠期から利用できる「ゆりかご券（杉並子育て応援券）」（16ページ）を交付します。

各保健センター（☎は34ページ参照）

または地域子育て支援課母子保健係 ☎ 3312-2111（代表）

妊婦のための支援給付

妊婦給付認定を受けた方に妊婦支援給付金（妊婦に対して5万円、妊娠している子どもの数に応じて5万円）を支給します。

支給に当たっては、母子保健及び子育て支援に関する情報提供や面接・相談等を組み合わせ、妊娠中の負担軽減のための総合的な支援を行います。

【対象】

区内に住所を有する妊婦※流産・死産した方も対象となります

地域子育て支援課子育て支援係 ☎ 3312-2111（代表）



すこやか赤ちゃん訪問事業

生後4か月までの赤ちゃんがいる全家庭を対象に保健師・助産師等が訪問し、育児や母子の健康に関する相談を受け、地域の子育て情報の提供やサービスのご案内をします。

※赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳綴じ込みの「すこやか赤ちゃん連絡票（出生通知票兼低体重児出生届）」を、お早めに提出してください。

右記二次元コードからも提出できます。

各保健センター（☎は34ページ参照）

※保健センターの担当地域は33ページでご確認ください。



赤ちゃんや自分のこと、色々相談したいな



産前・産後支援ヘルパー

産前・産後の家事や育児の支援が必要なご家庭を、ヘルパーが訪問する子育て支援サービスです。区内で子育て支援や家事援助等のサービスを実施している事業者に委託しています。

【利用できる方】

区内在住で、妊婦中または1歳未満の子を養育中の方

※申請後、利用開始までには2週間前後必要ですので、できるだけ早めに申請してください。

【利用時間】

80時間以内

※出生時に3歳未満の兄または姉がいる場合は、200時間以内

午前9時～午後5時（連続して4時間以内）

日・祝日・年末年始を除く

【利用料金】

1,000円/1時間（非課税世帯・生活保護世帯は免除）

「杉並子育て応援券」（16ページ）が利用できます。

利用には申請が必要です。事業及び申請方法の詳細は区公式ホームページ「産前・産後支援ヘルパー」をご覧ください。



地域子育て支援課子育て支援係 ☎ 3312-2111（代表）

産後ケア事業

産後7か月未満の母子に対し、健康状態のチェックや授乳のアドバイスなどの各種ケアを行います。申請が必要です。事業及び申請方法の詳細は、区公式ホームページ「産後ケア事業」をご覧ください。



地域子育て支援課母子保健係 ☎ 3312-2111（代表）

保健師による相談

保健センターでは、お子さんの健康や育児の相談、保護者の心と体の相談を電話や窓口または訪問により随時お受けしています。

乳児の身体測定会なども月一回実施しています。

詳しくは各保健センターへお問い合わせください。

各保健センター（☎は34ページ参照）

※保健センターの担当地域は33ページでご確認ください。

出産前後の
支援してほしい



訪問育児サポーター

子育ての経験があり、区の専門研修を受けたサポーターがご自宅を訪問し、子育ての悩みや、心配ごとの解決をお手伝いします。

| 対象 | 利用回数 | 利用料金 | 利用方法 |
|---------------------|---|------|---------|
| 区内在住の1歳未満のお子さんがいる家庭 | 1回2時間を3回まで （多胎の場合6回） 月～金曜日午前9時～午後5時 （祝日、年末年始は除く） | 無料 | 電話で申し込み |

杉並区社会福祉協議会 訪問育児サポーター事業担当 ☎ 5347-1018（専用ダイヤル）

子育てサポートセンター相談・啓発事業

育児不安などの相談を受け付け、育児講座の開催など、子育てのサポートをします。

各子育てサポートセンターへお問い合わせください

ふれあい保育

区立保育園で保育園生活を体験する中で、保育士、看護師、栄養士、調理職員からアドバイスをします。子育てに関する悩みや不安を解消し、子どもの健やかな成長を支援します。

各区立保育園へお問い合わせください

杉並子育て応援券

子育て家庭と地域がつながるきっかけとなるよう、産後ケアサービス、一時保育、子育て相談、子育て講座などの有料の子育て支援サービスに利用できます。サービスを利用される際には1回ごとの利用上限額があります。

【無償応援券】

| No. | 交付対象者 | 交付額 |
|-----|---------------------|----------|
| ① | ゆりかご面接を受けた妊婦 | 10,000円分 |
| ② | お子さんが生まれた方 | 30,000円分 |
| ③ | 0歳児のお子さんが出て、区に転入した方 | 15,000円分 |
| ④ | 1～2歳児のお子さんがある方 | 15,000円分 |

※②～④は、小学生以下の兄弟が2人以上いる場合5,000円分増額します。

【有償応援券】

0～5歳児（出生時を除く）のお子さんのいる保護者が、お子さん1人につき年間最大30,000円分まで購入できます。4,000円で10,000円分の購入が可能です。

地域子育て支援課子育て支援係 ☎ 5307-0786



ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

未就学児を育てている保護者が東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者のベビーシッターを利用する場合の利用料について、その費用の一部を補助します。

【利用できる方】

区内在住の、未就学児の保護者

【補助金額・上限】

対象のベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価（税込）が補助対象です。

対象児童 1 人につき年度あたり 144 時間まで（多胎児の場合は対象児童 1 人につき年度あたり 288 時間まで）

午前 7 時から午後 10 時まで：1 時間あたり 2,500 円（税込）を上限に補助

午後 10 時から午前 7 時まで：1 時間あたり 3,500 円（税込）を上限に補助

詳細は区公式ホームページをご覧ください。



地域子育て支援課子育て支援係 ☎ 3312-2111（代表）

バースデーサポート事業

2 歳児の育児に関するリーフレット等のご案内をお送りし、子育てに関するアンケートに回答した方へ家事・育児パッケージをお渡しします。

【対象】

区内在住の、2 歳児を迎えるお子さんがいるご家庭



地域子育て支援課子育て支援係 ☎ 3312-2111（代表）

養育費確保支援事業

ひとり親が、民間保証会社の養育費保証契約を締結する際に必要な費用や、保証契約締結に当たって公正証書等を作成した場合、かかった費用を助成します。

●保証契約締結費用支援事業

現に児童を扶養しているひとり親が、保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回保証料として負担した費用を助成します（上限 50,000 円）。

●公正証書作成等費用支援事業

上記の「保証契約締結費用支援事業」を利用するために必要な文書を作成した場合に、養育費の取決めに関する費用のうち、本人が負担した費用を助成します（上限 43,000 円）。



事前の相談が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

事業の詳細は、区公式ホームページ「養育費確保支援」をご覧ください。

子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当 ☎ 5307-0343

養育費を
確実に受け取りたい



ひとり親家庭ホームヘルプサービス

義務教育終了前の児童がいるひとり親家庭（末子が中学生の場合は、ひとり親となってから 6 か月以内）が、就労等の事情で日常生活に支障をきたしていると区が認める場合に、区が委託している事業所のホームヘルパーが訪問し、家事または育児を支援します。

【利用内容】

食事の準備、居室の掃除、洗濯、保育園・学童クラブの送迎など。

保育園・学童クラブの送迎のみの利用はできません。延長保育や延長学童の利用時間帯はそちらが優先です。サービス提供ができるのは、定められたサービスの範囲内に限ります。

【利用時間】

午前 7 時～午後 10 時、1 時間以上、1 時間単位とし、区が必要と認める時間数。

【利用回数】

区が必要と認める回数（利用は 1 日 1 回）

【費用】

所得に応じて負担があります。（1 時間あたり 0 円～1,500 円）

「杉並子育て応援券」（16 ページ）が利用できます（対象は就学前のお子さんのいる世帯です）。

対象家庭などの詳細は、区公式ホームページ「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」をご覧ください。



子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当 ☎ 5307-0343

ひとり親家庭休養ホーム

ひとり親家庭の親子（子は 20 歳未満）が、休養やレクリエーションのために区の指定施設を利用するときに、利用料金の一部を助成します。

【日帰り施設】

年間 1 人 1 回、2,000 円を限度に助成します。

【宿泊施設】

年間 1 人 2 泊まで、1 泊につき 6,500 円を限度に助成します。

利用方法及び指定施設などの詳細は、区公式ホームページ「ひとり親家庭休養ホーム」をご覧ください。



子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当 ☎ 5307-0343

杉並区内の「子ども食堂」

杉並区内の「子ども食堂」は、無料または低価格で食事を提供し、集まったみんなで食事をするにより、地域のつながりを強くすることを目的に活動しています。個人や地域の団体による自主的な取り組みで、寄付や食材の提供を受けながら、ボランティアスタッフにより運営をしています。

子ども食堂ネットワーク
詳細はこちらでご確認ください。



6 経済的支援に関すること

生活困窮者自立支援

病気や失業などで経済的に困っている、収入はあるが支出とのバランスがとれていない、お子さんの学習環境に悩みがあるなど、生活をする上で心配事を抱えている方はぜひご相談ください。専門の相談員が話を聞き、一人ひとりに寄り添いながら、一緒に考え、解決に向けてお手伝いします。

くらしのサポートステーション ～生活自立支援窓口～ ☎ 3391-1751

これからの生活や家計について相談したい



母子及び父子福祉資金

原則、都内に6か月以上お住まいで、20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の父または母等が、経済的に自立して、安定した生活を送ることができるように、必要な資金の貸付けを行います。

資金の種類は父または母の技能習得資金、子どもが高校、大学や専修学校等に行くための修学資金、就学支度資金、生活資金、転宅資金等12種類です（原則、連帯保証人を立てていただき無利子での貸付けとなります）。

杉並福祉事務所の各事務所（☎は34ページ参照）

生活保護

生活費や医療費に困り、ほかに取りうる方法がないときに、その困窮の程度に応じて保護を実施し、自立に向けた援助を行います。

杉並福祉事務所の各事務所（☎は34ページ参照）

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業住宅支援資金 （社会福祉法人東京都社会福祉協議会事業）

ひとり親自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の方に対し、入居している住宅の家賃（上限あり）の貸付けを行います。条件により貸付金が返済免除となる場合があります。



杉並区社会福祉協議会 ☎ 5347-3134
子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当 ☎ 5307-0343

7 住まいに関すること

アパートあっせん事業（居住支援協議会事業）

民間アパートを探されている方に、アパートあっせん事業に協力している不動産店の紹介や、住宅に関する情報提供を行います。

なお、不動産店と契約が成立し、仲介手数料が発生したときは、助成金が支給される場合があります。（助成金の支給額には上限があります。また、支給は1人1回のみです。）支給要件については、住宅課までお問い合わせください。

住宅課管理係（居住支援協議会事務局） ☎ 5307-0661

民間賃貸住宅入居支援事業（居住支援協議会事業）

民間賃貸住宅への入居または更新の際に保証人がいない場合、民間保証会社と契約をすることで、その会社が保証人の代わりとなります。契約の際に必要な保証料に対して、助成金が支給される場合があります。（助成金の支給額には上限があります。また、支給は一人1回のみです。）支給要件については住宅課までお問い合わせください。

住宅課管理係（居住支援協議会事務局） ☎ 5307-0661

都営住宅

都内に居住（ポイント方式は都内に引き続き3年以上居住）し、所得が一定基準以下で、住宅に困窮している世帯の方が対象です。

【募集時期】

5月・11月上旬（乙優遇抽せん…当せん率が「一般」の7倍になります。）

8月・2月上旬（ポイント方式…住宅困窮度の高い方から順に入居資格審査対象とします。）

東京都住宅供給公社都営住宅募集センター ☎ 3498-8894

自分の収入で無理なく借りられる住居に住みたい



区営住宅

区内に引き続き2年以上居住し、所得が一定の基準以下で住宅に困窮している世帯の方が対象です。

7月に、空き室待ち登録者を募集します（優遇抽せん…当せん率が「一般」の5倍になります。ただし、使用許可期間が設定されます。）。

住宅課住宅運営係 ☎ 3312-2111（代表）

母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分にできない場合に、母と子が一緒に利用できる施設です。居室を提供するほか、母子支援員による生活支援、就労支援や、少年指導員による子どもの学習指導や日常生活等の指導を行っています。所得に応じた負担金があります。

杉並福祉事務所の各事務所（☎は34ページ参照）

8 学費・学習支援に関すること

(1) 助成制度

1 〈就学前〉

私立幼稚園等の補助制度

私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対する補助制度があります。

【入園料補助金】

園児1人1回限り6万円を限度に補助します。

【保育料の補助】

- (1) 新制度園：保育料は無償になります。
- (2) 新制度未移行園：区民税所得割額に応じて、月額35,000円～38,600円を上限に補助します。

【その他の補助】

- (1) 預かり保育料
 - ・対象：保育の必要性の認定を受けた方
 - ・補助額：450円×月の利用日数または月額11,300円の少ない方の額を補助します。
- (2) 副食費（主食以外のおかず・おやつ等）
 - ・対象：以下のいずれかに該当する世帯
 - ①年収約360万円未満相当世帯
 - ②小学校3年生の子から数えて第3子以降の園児がいる世帯
 - ・補助額：上限月額4,800円

保育課子供園・幼稚園係 ☎ 3312-2111 (代表)

区立子供園補助

- (1) 保育料：無償になります。
- (2) 預かり保育料
 - ・対象：短時間保育利用者で保育の必要性の認定を受けられた方
 - ・補助額：450円×月の利用日数
- (3) 副食費（主食以外のおかず・おやつ等）
 - ・対象：以下のいずれかに該当する世帯
 - ①年収約360万円未満相当世帯
 - ②小学校3年生の子から数えて第3子以降の園児がいる世帯
 - ・補助額：上限月額4,500円

保育課子供園・幼稚園係 ☎ 3312-2111 (代表)

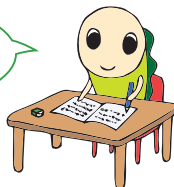
2 〈小学生・中学生〉

就学援助制度

区内在住で国公立小・中学校に通学する児童・生徒の世帯の所得状況により、学用品費など学校で必要な費用の一部を援助します。

学務課就学奨励担当 ☎ 5307-0761

いろいろな補助制度があるよ



3 〈高校生〉

就学支援金

高等学校等に通う生徒の経済的負担を軽減するため、学校が生徒本人に代わって就学支援金を受け取り、授業料に充当する制度です。所得による制限があります。

都立高等学校等：東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当 ☎ 5320-7862

私立高等学校等：東京都私学就学支援金センター就学支援金担当 ☎ 6743-5011

奨学給付金

高等学校等に通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、授業料以外の教育に必要な経費の一部を給付する制度です。生活保護受給世帯及び住民税所得割額が非課税の世帯が対象です。（家計が急変して非課税相当になった世帯も対象になります。）

都立高等学校等：東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当 ☎ 5320-7862

私立高等学校等：東京都私学就学支援金センター奨学給付金担当 ☎ 5206-7925

私立高等学校等授業料軽減助成金

都内に住所を有し、私立高等学校等に通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学支援金と合わせて都内私立高校の平均授業料まで東京都が助成する制度です。

東京都私学就学支援金センター授業料軽減助成金担当 ☎ 5206-7925

都立高等学校入学料減免制度

入学料の納入が経済的に困難な家庭について、入学料を免除または2分の1減額する制度です。

入学を希望している都立高等学校

都立高等学校等授業料免除制度

所得制限により就学支援金等の対象とならない世帯に対して、都立学校に通う生徒の授業料を全額免除する制度です。

在籍の都立高等学校

4 〈大学生・専門学校生等〉

高等教育の修学支援新制度

大学等の修学に係る経済的負担を軽減するため、授業料や入学金の免除・減額と給付型奨学金を支給する制度です。世帯収入や資産の要件を満たし、文科省が定めた大学や専門学校等に進学または在籍している学生が対象になります。手続きは在籍校を通じて行います。

高校3年生：在籍の高等学校 大学生等：在籍の学校

学費の支援はどんなものがあるの？



(2) 貸付制度

杉並区奨学資金

区内に1年以上居住し、高等学校等に在学または入学予定の生徒本人に対し、杉並区が無利子で入学準備金や月額奨学金を貸し付ける制度です。世帯収入等による制限があります。

学務課就学奨励担当 ☎ 5307-0761

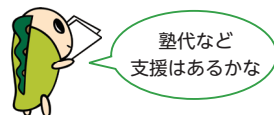
受験生チャレンジ支援貸付事業

一定の所得以下の方で、中学3年生・高校3年生の子どもがいる場合に、学習塾などの費用や受験費用の貸付けをします。所得以外にも要件があります。なお、対象となる高校・大学等に入学した場合、償還（返済）が免除されます。

● 貸付金の内容及び貸付限度額

【学習塾等の受講料】

- 対象となる子ども：中学3年生、高校3年生等
- 貸付限度額：200,000円
- 貸付けの範囲：対象年度の4月から受験までの受講料。中学3年生については、上記限度額に上乗せする、杉並区受験生チャレンジ支援貸付があります。



【高校受験料】

- 対象となる子ども：中学3年生等
- 貸付限度額：27,400円
- 貸付けの範囲：対象となる高等学校等の受験料。1度で4回（校）分の受験料まで貸付けできます。1校あたりの受験料の上限は23,000円。

【大学受験料】

- 対象となる子ども：高校3年生等
- 貸付限度額：80,000円
- 貸付けの範囲：対象となる大学等の受験料。回数や1回あたりの上限の定めはありません。

杉並福祉事務所の各事務所（☎は34ページ参照）

東京都育英資金

都内に住所を有し、高等学校等に在学する生徒本人に対し、無利子で奨学金を貸し付ける制度です。世帯収入等による制限があります。中学3年生のときに申し込む「予約募集」、高等学校等進学後に申し込む「一般募集」、家計の急変があり修学困難になった場合に申し込む「特別募集」があります。

東京都私学財団育英資金担当 ☎ 5206-7929

母子及び父子福祉資金（19ページ参照）

生活福祉資金貸付（教育支援資金）

・教育支援費

学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校（高等課程・専門課程）の授業料などに必要な費用の貸付けを行います。

・就学支度費

学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校（高等課程・専門課程）の入学に際し必要な入学金の貸付けを行います。

※各種減免制度、給付制度、日本学生支援機構給付型奨学金・第一種奨学金（無利子）、母子及び父子福祉資金、東京都育英資金などの利用が優先です。

※杉並区奨学資金、東京都育英資金と本資金との併用はできません。

※貸付けには要件があります。

杉並区社会福祉協議会 生活支援係 ☎ 5347-3134

私立高等学校等入学支度金貸付

入学支度金貸付制度のある私立高等学校等に入学する生徒の保護者に、入学時に必要な費用の一部を無利子で入学先の学校が貸し付ける制度です。在学中に返済が必要です。

入学を希望する私立高等学校等

日本学生支援機構奨学金

大学・大学院等に在学する優れた学生等で、経済的理由により修学が困難な人に対し、奨学金を貸与または給付する制度です。

日本学生支援機構奨学金相談センター ☎ 0570-666-301

あしなが奨学金

病気や災害（道路上の交通事故を除く）もしくは自死（自殺）などで保護者が死亡、あるいは一定の障害を負っている家庭の子どもに奨学金を給付または無利子で貸与する制度です。

あしなが育英会 ☎ 0120-77-8565 または ☎ 3221-0888

交通遺児育英会奨学金

保護者が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のために働けなくなった家庭の子どもに奨学金を一部給付または無利子で奨学金を貸与する制度です。

交通遺児育英会 ☎ 0120-52-1286 または ☎ 3556-0773

学費等の助成制度・貸付制度一覧

| | 助成制度 (返済の必要はありません) | 貸付制度 (返済が必要です) |
|-------------------|---|--|
| 就学前 | ○私立幼稚園等 入園料補助金 P.21 ○区立子供園 区立子供園補助 P.21 | |
| 小学生 | ○国公立小学校 就学援助 P.21 | |
| 中学生 | ○国公立中学校 就学援助 P.21 | |
| 中学3年生 | | 受験生チャレンジ支援貸付事業 P.23 杉並区奨学資金 (入学準備金) P.22 私立高等学校等入学支度金貸付 P.24 |
| 高校生 | ○私立高等学校等 就学支援金 P.22 奨学給付金 P.22 私立高等学校等授業料軽減助成金 P.22 ※上記3つの制度を併用することは可 ○国公立高等学校等 就学支援金 P.22 奨学給付金 P.22 ※上記2つの制度を併用することは可 ○都立高等学校 都立高等学校入学料減免制度 P.22 ○都立高等学校等授業料免除制度 P.22 ○あしなが奨学金 (遺児家庭を対象) P.24 | ひとり親家庭を対象 母子及び父子福祉資金 (就学支度資金・修学資金) P.19 低所得世帯を対象 杉並区奨学資金 (月額奨学金) P.22 東京都育英資金 P.23 生活福祉資金貸付 (教育支援資金) P.23 遺児家庭を対象 交通遺児育英会奨学金 (一部給付あり) P.24 |
| 高校3年生 | | 受験生チャレンジ支援貸付事業 P.23 |
| 大学生 専門学校生 等 | ○高等教育の修学支援新制度 P.22 | 日本学生支援機構奨学金 (一部給付あり) P.24 母子及び父子福祉資金 (修学資金・就学支度資金) P.19 生活福祉資金 (教育支援資金) P.23 あしなが奨学金 (遺児家庭を対象) P.24 交通遺児育英会奨学金 (一部給付あり) P.24 |

(3) 子どもの学習・生活支援事業

経済的な理由で学習環境が整わない、または社会につながる居場所を必要としている子どもを支援します。一人ひとりの課題にスタッフが寄り添い、目標に向けてサポートします。

【対象】

小学生から高校生世代までの子ども

【開催日時と場所】

荻窪会場 ▶ 毎週火曜 (祝日、年末年始等は除く)

高円寺会場 ▶ 毎週木曜 (祝日、年末年始等は除く)

永福会場 ▶ 毎週金曜 (祝日、年末年始等は除く)

時間はどの会場も 午後6時00分～午後8時30分

※各会場の詳細な場所については公表していません。入会相談の際に説明します。

【利用料金】

無料

特定非営利活動法人キッズドア杉並区子どもの学習・生活支援事業運営事務局
事務局担当直通 ☎ 080-7616-8491 (火～土曜 午後1時～午後8時)
日月祝・年末年始を除く

勉強を
サポートしてほしい



9 仕事・資格取得など

就業相談

就職・転職のことを
色々相談したい



●子ども家庭部管理課

就労専門の相談員 (ひとり親自立支援プログラム策定員) が、個々の状況・ニーズに応じて、自立・就業に向けた助言・相談を行います。

子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当 ☎ 5307-0343

●杉並区就労支援センター

杉並区就労支援センターでは、区とハローワーク新宿が一体となり、キャリアカウンセラーによる就労準備相談 [予約制] や、ハローワークのスタッフによる職業相談・職業紹介を行っています。また、就職活動に役立つセミナーも開催しています。

セミナーの日程・内容は、就労支援センターホームページ
(<https://www.city.suginami.tokyo.jp/shuroshien>) に掲載しています。

また、求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」
(<https://suginami-workinfo.com>) に、区内事業所の求人情報を掲載しています。

杉並区就労支援センター

(天沼3-19-16 ウェルファーム杉並複合施設棟1階)

・若者就労支援コーナー (すぎJOB) ☎ 3398-1136

・ハローワークコーナー ☎ 3398-8619

(平日午前9時～午後5時、すぎJOBのみ第1・第3土曜日も開館)

●ハローワーク新宿 (公共職業案内所)

| | 内容 | 住所 | 電話番号 |
|------------|----------------------------------|-------------------------------|-------------|
| 西新宿 庁舎 | 求人情報の閲覧・職業相談・職業紹介、職業訓練の相談と申し込みなど | 新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワービル 23階 | ☎ 5325-9593 |
| | 失業給付・教育訓練給付関係の手続き | | ☎ 5325-9580 |
| 歌舞伎町 庁舎 | 障害をお持ちの方や外国人の方の仕事の相談など | 新宿区歌舞伎町 2-42-10 | ☎ 3200-8609 |

●マザーズハローワーク東京

子育てをしながら働きたいあなたを応援するハローワーク。チャイルドコーナー設置でお子様を遊ばせながら相談できます。専任制にて求人選び方、応募書類作成に至るまで一貫した支援で早期の再就職をバックアップしています。ひとり親専門の就職支援ナビゲーターもあり、オンラインや電話での相談が可能です。

マザーズハローワーク東京（渋谷区桜丘町 1-2 渋谷サクラステージセントラルビル SHIBUYA サイド 10 階）

☎ 5728-8609（平日 午前9時～午後5時）

●東京しごとセンター／女性しごと応援テラス

就業相談、就職に役立つ知識、スキルを習得するための各種セミナーや能力開発、求人情報の提供等を行っています。

また、「女性しごと応援テラス」では、子育てや介護をしながら就職・転職を目指す女性の就職活動をサポートしています。託児サービスがあります（予約制）。

東京しごとセンター（千代田区飯田橋 3-10-3）☎ 5211-1571

**女性しごと応援テラス ☎ 5211-2855（平日 午前9時～午後8時
土曜 午前9時～午後5時）**

●はあと飯田橋

ひとり親家庭の方を対象に就業相談、職業紹介、PC講習会を開催しています。適職診断ツールを用いた個別相談、個別指導による小論文・作文対策等も実施しています。離婚予定の方もご相談いただけます。

はあと飯田橋（就業相談・就業支援・職業紹介）※予約制

☎ 3263-3451（千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 7 階）

（月・水・木・土・日・祝 午前9時～午後5時30分、火・金 午前9時～午後8時30分 日・祝は電話相談のみ）

●TOKYO チャレンジネット

住まいがない、住まいを失いそうな離職者や不安定な就労に従事する方のサポート窓口です。介護の資格が無料で取れ、受講中の生活費、転宅費用、就職活動のサポートもあります。（要件あり。詳しくはお問い合わせください。）

TOKYO チャレンジネット（新宿区歌舞伎町 2-44-1 東京都健康プラザハイジア 3 階）

☎ 0120-874-505 女性専用ダイヤル

（月・水・金・土 午前10時～午後5時、火・木 午前10時～午後8時）

資格の取得・講座の受講など

●ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

ひとり親自立支援プログラムの策定等の支援を受けているひとり親家庭の親が、指定を受けた教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。受講前に手続きが必要です。

【対象講座】 雇用保険制度の教育訓練給付金（①一般 ②特定一般 ③専門実践）の指定講座

【支給額】 入学料及び受講料の60%相当額（一定の要件を満たす場合は85%相当額）

上限額、下限額があります。

【雇用保険による教育訓練給付金の受給資格者の方】

上記の金額と雇用保険制度の支給額との差額を支給します。

子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当 ☎ 5307-0343



●ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

児童扶養手当を受給中または同等の所得水準（所得超過後、1年以内の方も対象）のひとり親家庭の親が、養成期間6か月以上の指定された国家資格等を取得するために修業する場合、給付金を支給します。また、養成機関修了後、修了支援給付金を支給します。

受講前に相談が必要です。

【対象となる資格】

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等



【支給額・支給期間】 支給期間は修業期間の全期間（上限48か月）

| | |
|------------------------|-------------------|
| 訓練促進給付金 ※最後の12か月は4万円増額 | 修了支援給付金（修了後1回限り） |
| 住民税非課税世帯：月額 100,000 円 | 住民税非課税世帯：50,000 円 |
| 住民税 課税世帯：月額 70,500 円 | 住民税 課税世帯：25,000 円 |

子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当 ☎ 5307-0343

●ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 （社会福祉法人東京都社会福祉協議会事業）

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方を対象に、入学準備金（上限50万円）の貸付けを行います。また、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受け、養成機関の課程を修了し、資格を取得した方に、就職準備金（上限20万円）の貸付けを行います。条件により貸付金が返済免除となる場合があります。



杉並区社会福祉協議会

☎ 5347-3134

子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当

☎ 5307-0343

学び直しがしたい



●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親自立支援プログラムの策定等の支援を受けているひとり親家庭の親または20歳未満の子が、高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）合格のための講座（通信教育を含む）を受けた場合、受講費用を支給します。

①受講開始時に受講費用の40%相当額、②修了時に受講費用の10%相当額を支給します。受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合、受講費用の10%相当額を支給します。

いずれも上限額、下限額があります。受講前に手続きが必要です。高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外です。

対象者及び支給額などの詳細は、区公式ホームページ「ひとり親家庭への資格取得・講座受講支援」をご覧ください。



子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当 ☎ 5307-0343

10 優遇・割引制度

児童扶養手当を受給されている方（次の優遇・割引制度があります。）

● 都営交通無料乗車券

同一世帯の方で、都営交通（都電・都営地下鉄・都バス）を利用する方のうちお一人が発行を受けられます。

申請する場合は、児童扶養手当証書をご持参の上、子ども家庭部管理課子ども医療・手当係（生活保護受給者は、福祉事務所）で手続きをしてください。

利用する方の誕生月の末日が有効期限となります。

子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 ☎ 5307-0785

● JR 通勤定期乗車券割引

同一世帯のうち、必要とするすべての方について、JR の通勤定期（通学定期券は割引対象外）の割引が受けられます。

申請する場合は、写真（上半身、たて4cm×よこ3cm）と児童扶養手当証書をご持参の上、子ども家庭部管理課子ども医療・手当係で「特定者資格証明書」の交付と「特定者用定期乗車券購入証明書」の発行を受けてください。その後、JR 各駅窓口で定期券を購入してください。

子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 ☎ 5307-0785



● 水道料金の減免

申請により、水道・下水道料金が減免されます。

児童扶養手当証書、あればお客様番号がわかるもの（請求書または「検針票」等）もご持参の上、管轄の水道局の営業所で手続きをしてください。郵送による申請をご希望の場合は、下記の営業所へご相談ください。

東京都水道局杉並営業所（和泉 3-8-10） ☎ 5300-8261

● 粗大ごみ処理手数料の免除

粗大ごみの収集申込みの際に児童扶養手当を受給していることを申し出てください。後日、申請書を郵送しますので、児童扶養手当証書の写しをご用意いただき、申請手続きをしていただくと、処理手数料が免除されます。

粗大ごみ受付センター ☎ 5296-5300



その他

● 住民税の非課税

1月1日現在、次のいずれかに該当される方は、住民税（所得割・均等割）は課税されません。

【対象】

- 1 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 2 未成年、障害者、ひとり親または寡婦で、前年の合計所得金額が135万円（給与収入金額2,043,999円）以下の方
- 3 前年の合計所得金額が次の金額以下の方
 - ア 扶養家族がいない方 45万円
 - イ 扶養家族がいる方 $35万円 \times (1 + \text{扶養家族数}) + 31万円$

※非課税の方も、非課税証明書を必要とする方などは住民税の申告が必要な場合があります。

課税課 ☎ 3312-2111（代表）

● 住民税のひとり親控除、寡婦控除

| 種類 | 要件 | 所得控除額 |
|--------|---|-------|
| ひとり親控除 | 次のア～ウのいずれにも当てはまる方 ア 合計所得金額が500万円以下であること イ 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること ウ 現に婚姻（事実婚含む）をしていない（配偶者が生死不明の場合を含む）こと | 30万円 |
| 寡婦控除 | 上記の「ひとり親控除」に当たらない方で、次のア～ウのいずれにも当てはまる方 ア 合計所得金額が500万円以下であること イ 以下のいずれかに該当すること ・夫と死別した方または夫が生死不明などの方 ・夫と離別した方で、扶養親族を有する方 ウ 現に婚姻（事実婚含む）をしていないこと | 26万円 |

※ひとり親控除、寡婦控除の適用については、前年の12月31日の現況によります。

※所得税については、税務署にお問い合わせください。

課税課 ☎ 3312-2111（代表）

税金を
軽減したい



11 ひとり親家庭支援団体

杉並区母子福祉会

区内のひとり親家庭の交流を図るため、日帰りバス旅行や料理教室・クリスマス会等を実施しています。入会のちらしは、子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当（区役所東棟3階）で配布します。

子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当 ☎ 5307-0343

ひとり親 Tokyo (公益財団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会)

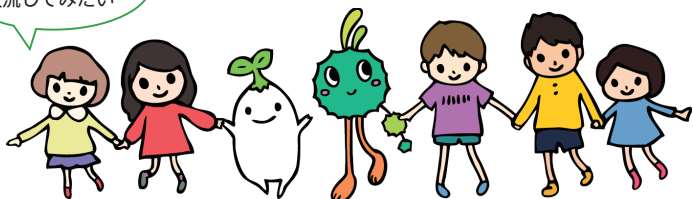
ひとり親家庭及び寡婦の皆様が自立精神の確立を図り、相互扶助と福祉の増進に努め、健全な家庭生活が営めることを目的として活動を展開しています（セミナー・研修、母子相談、なかまづくりなど）。

●東京ムーブ

ひとり親家庭同士をつなぎ「語り合う」「学びあう」「情報を得る・発信する」活動。レクリエーションや研修会などを通して親同士、子ども同士の交流を進めていきます。お気軽にご参加ください。

ひとり親 Tokyo (公益財団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会) ☎ 5261-1341

ひとり親同士で
交流してみたい



MEMO

【一時保育等実施施設 (P.10 ~ P.11)】

子育てサポートセンターでの一時保育 (P.10)

| 施設名 | 住所 | 電話番号 |
|---------------|-------------|-------------|
| 子育てサポートセンター宮前 | 宮 前 2-24-38 | ☎ 3333-4699 |
| 子育てサポートセンター今川 | 今 川 3-3-18 | ☎ 3394-3935 |

私立保育園での一時保育 (P.10)

| 施設名 | 住所 | 電話番号 |
|-----------------|--------------|-------------|
| 阿佐谷保育園 | 阿佐谷北 3-36-20 | ☎ 3338-9418 |
| 杉並の家ちゅうりっぷ保育園 | 浜田山 2-23-13 | ☎ 3302-5151 |
| 杉並ゆりかご保育園 | 成田東 1-18-8 | ☎ 3312-5615 |
| むさしの保育園 | 和 田 1-8-20 | ☎ 3383-1589 |
| 方南隣保館保育園 | 方 南 1-4-7 | ☎ 3321-4815 |
| 荻窪りとるぱんぷきんず | 荻 窪 3-7-29 | ☎ 5347-2088 |
| アウル宮前保育園 | 宮 前 2-11-11 | ☎ 5941-5112 |
| 高円寺南保育園 | 高円寺南 4-44-11 | ☎ 3315-1378 |
| 荻窪北保育園 | 荻 窪 5-17-8 | ☎ 3391-5176 |
| Pico ナーサリー久我山駅前 | 久我山 4-2-15 | ☎ 3332-7776 |

ひととき保育 (P.11)

| 施設名 | 住所 | 電話番号 |
|---------------------|------------------------------|-------------|
| ひととき保育上荻 (つどいの広場併設) | 上 荻 3-26-14 ドミトリー上荻Ⅱ 1階 | ☎ 3395-0135 |
| ひととき保育高井戸 | 高井戸東 3-7-5 高井戸地区区民センター 2階 | ☎ 5346-1930 |
| ひととき保育八成 (つどいの広場併設) | 井 草 2-27-13 | ☎ 6915-0233 |
| ひととき保育方南 | 方 南 1-33-19 | ☎ 6802-4084 |
| ひととき保育宮前 (つどいの広場併設) | 宮 前 5-24-18 | ☎ 3333-5114 |

一時預かり (P.11)

| 施設名 | 住所 | 電話番号 (一時預かり専用) |
|---------------|-----------------------------|-------------------|
| 子ども・子育てプラザ和泉 | 和 泉 2-36-14 | ☎ 3328-6561 |
| 子ども・子育てプラザ天沼 | 天 沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 1階 | ☎ 5335-9721 |
| 子ども・子育てプラザ成田西 | 成田西 3-10-38 | ☎ 6915-1633 |
| 子ども・子育てプラザ高円寺 | 高円寺南 2-52-2 | ☎ 6383-2616 |
| 子ども・子育てプラザ善福寺 | 善福寺 1-18-9 | ☎ 3395-9122 |

病児保育 (P.11)

| 施設名 | 住所 | 電話番号 |
|--------------------------|--|-----------------|
| ちぎら医院病児保育室 ラビットルーム | 西荻北 3-4-4 | ☎ 6765-7771 |
| すぎなみ病児保育室 シーズ (seeds) | 和 田 2-25-1 杏林大学医学部付属杉並病院 併設施設 1階 | ☎ 5340-7895 |
| 東京衛生病院病児保育室こひつじハウス | 天 沼 3-7-14 | ☎ 3392-8880 |
| たむら医院病児保育室こねこ | 南荻窪 3-25-19 | ☎ 070-3195-0100 |
| Pico チャイルドケア | 久我山 4-2-15 | ☎ 5941-5515 |

福祉事務所・子ども家庭支援センター 担当地域
保健センター

| 町丁名 | 番地 | 福祉事務所 子ども家庭支援センター | 保健センター | 町丁名 | 番地 | 福祉事務所 子ども家庭支援センター | 保健センター | | | | | |
|-----------|---------------|----------------------|--------|-----------|---------------|----------------------|----------|----------|----------|---------------|----|-----|
| あ | | | | せ | | | | | | | | |
| 阿佐谷北1~6丁目 | 全域 | 高円寺 | 高円寺 | 善福寺1~4丁目 | 全域 | 荻窪 | 上井草 | | | | | |
| 阿佐谷南1~3丁目 | 全域 | | | た | | | | | | | | |
| 天沼1~3丁目 | 全域 | 荻窪 | 荻窪 | 高井戸西1~3丁目 | 全域 | 高井戸 | 高井戸 | | | | | |
| い | | | | 高井戸東1~4丁目 | 全域 | | | な | | | | |
| 井草1・2丁目 | 全域 | 荻窪 | 荻窪 | 成田西1~4丁目 | 全域 | 荻窪 | 荻窪 | | | | | |
| 井草3~5丁目 | 全域 | | 上井草 | 成田東1~5丁目 | 全域 | | | に | | | | |
| 和泉1~4丁目 | 全域 | 高円寺 | 和泉 | 西荻北1・2丁目 | 全域 | 荻窪 | 荻窪 | | | | | |
| 今川1~4丁目 | 全域 | 荻窪 | 上井草 | 西荻北3丁目 | 1~11番、15~23番 | | | 高井戸 | 高井戸 | | | |
| う | | | | | 28~34番、39~45番 | | | | | 12~14番、24~27番 | 荻窪 | 上井草 |
| 梅里1・2丁目 | 全域 | 高円寺 | 高円寺 | | 35~38番 | | | | | | | |
| え | | | | 西荻北5丁目 | 1番、7~11番 | | | | | 荻窪 | 荻窪 | |
| 永福1丁目 | 1~3番、8~14番 | 高円寺 | 和泉 | 西荻南1・2丁目 | 2~6番、12~26番 | 高井戸 | 高井戸 | | | | | |
| | 28~35番、41、42番 | | | | 高井戸 | 高井戸 | 西荻南3・4丁目 | 全域 | 荻窪 | 荻窪 | | |
| 永福2~4丁目 | 4~7番、15~27番 | 高井戸 | 高井戸 | は | | | | | | | | |
| | 36~40番、43、44番 | | | 西荻山1~4丁目 | 全域 | 高井戸 | 高井戸 | ほ | | | | |
| お | | | | ほ | | | | | | | | |
| 大宮1・2丁目 | 全域 | 高円寺 | 和泉 | 方南1・2丁目 | 全域 | 高円寺 | 和泉 | | | | | |
| 荻窪1~5丁目 | 全域 | 荻窪 | 荻窪 | 堀ノ内1・2丁目 | 全域 | | | 高円寺 | 高円寺 | | | |
| か | | | | 堀ノ内3丁目 | 全域 | | | | | 荻窪 | 荻窪 | |
| 上井草1~4丁目 | 全域 | 荻窪 | 上井草 | 本天沼1丁目 | 1番、27、28番 | 荻窪 | 荻窪 | | | | | |
| 上荻1~3丁目 | 全域 | | 荻窪 | 荻窪 | 本天沼2・3丁目 | | | 2~26番 | ま | | | |
| 上荻4丁目 | 1~19番 | 高井戸 | 上井草 | み | | | | | | | | |
| 上高井戸1~3丁目 | 20~30番 | | 高井戸 | 高井戸 | 南荻窪1~4丁目 | 全域 | 荻窪 | 荻窪 | | | | |
| く | | | | 宮前1~5丁目 | 全域 | 高井戸 | 高井戸 | | | | | |
| 久我山1~5丁目 | 全域 | 高井戸 | 高井戸 | も | | | | | | | | |
| こ | | | | も | | | | | | | | |
| 高円寺北1~4丁目 | 全域 | 高円寺 | 高円寺 | 桃井1・2丁目 | 全域 | 荻窪 | 荻窪 | | | | | |
| 高円寺南1~5丁目 | 全域 | | | 桃井3・4丁目 | 全域 | | 荻窪 | 上井草 | | | | |
| し | | | | わ | | | | | | | | |
| 清水1~3丁目 | 全域 | 荻窪 | 荻窪 | 和田1~3丁目 | 全域 | 高円寺 | 高円寺 | | | | | |
| 下井草1丁目 | 1~4番、12~17番 | 高円寺 | 高円寺 | を | | | | | | | | |
| | 5~11番、18~32番 | | | を | | | | | | | | |
| 下井草2・3丁目 | 全域 | 荻窪 | 荻窪 | を | | | | | | | | |
| 下井草4・5丁目 | 全域 | | 上井草 | を | | | | | | | | |
| 下高井戸1~5丁目 | 全域 | 高井戸 | 高井戸 | を | | | | | | | | |
| 松庵1~3丁目 | 全域 | | | を | | | | | | | | |

問い合わせ先



杉並区役所 阿佐谷南 1-15-1 ☎ 3312-2111 (代表)

| 問い合わせ先 | 住所 | 電話番号 |
|--------|----|------|
|--------|----|------|

●福祉事務所

| | | |
|-----|--------------------------------|-------------|
| 荻窪 | 天沼3-19-16 ウェルファーム杉並複合施設棟 2階 | ☎ 3398-9104 |
| 高円寺 | 高円寺南 2-24-18 | ☎ 5306-2611 |
| 高井戸 | 高井戸東 3-26-10 | ☎ 3332-7221 |

●子ども家庭支援センター

| | | |
|----------------|--------------------|-------------|
| 杉並子ども家庭支援センター | 阿佐谷北 1-4-2 | ☎ 5356-2602 |
| 荻窪子ども家庭支援センター | 荻窪 5-20-1 杉並保健所 4階 | ☎ 5335-7877 |
| 高井戸子ども家庭支援センター | 浜田山 4-18-31 2階 | ☎ 5913-9501 |
| 高円寺子ども家庭支援センター | 高円寺南 3-31-3 2階 | ☎ 3315-2800 |

●保健センター

| | | |
|-----|--------------|-------------|
| 荻窪 | 荻窪 5-20-1 | ☎ 3391-0015 |
| 高井戸 | 高井戸東 3-20-3 | ☎ 3334-4304 |
| 高円寺 | 高円寺南 3-24-15 | ☎ 3311-0116 |
| 上井草 | 上井草 3-8-19 | ☎ 3394-1212 |
| 和泉 | 和泉 4-50-6 | ☎ 3313-9331 |

●子どもセンター

| | | |
|-----|----------------------|-------------|
| 荻窪 | 杉並保健所 (荻窪 5-20-1) 4階 | ☎ 5347-2081 |
| 高井戸 | 高井戸保健センター 1階 | ☎ 5941-3839 |
| 高円寺 | 高円寺南 3-31-3 1階 | ☎ 3312-2811 |
| 上井草 | 上井草保健センター 1階 | ☎ 3399-1131 |
| 和泉 | 和泉保健センター 1階 | ☎ 3312-3671 |